

## 高知県週休2日促進工事实施要領（営繕工事編）

### （趣旨）

第1条 この要領は、県（警察本部を除く）が発注する営繕工事（建築物等の新築、改築、増築、模様替、改修及び修繕）において、原則土曜日及び日曜日を休工日とする「週休2日促進工事」（以下、「週休2日工事」という。）を実施するにあたり必要な事項を定める。

### （用語の定義）

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

#### 1 休工日

巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された日をいう。

#### 2 祝日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。ただし、元旦は除く（第4条において年末年始休暇6日間に含むものとする）。

#### 3 週休2日

（1）月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月ごとに、「休工日数の割合」（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の休工日を確保している状態をいう。

（2）通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

### （対象工事）

第3条 週休2日工事は次に掲げる工事のいずれかを対象とする。ただし、現場施工が7日未満の工事又は社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事を含む）については対象外とする。

#### （1）発注者指定型

発注者が週休2日工事の実施を指定する工事。なお、請負対象金額1,000万円以上（第7条に規定する経費補正前の額とする。）の工事については、原則、発注者指定型の対象とする。

#### （2）受注者希望型

受注者が週休2日工事の実施を希望する工事（第6条第2項に規定する特記仕様書の記載がない場合であって、工事着手前に受注者から週休2日工事の実施について協議があり、適当と認めた場合を含む。）

(対象期間)

第4条 週休2日の対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。  
なお、祝日を休工日とした場合、対象期間の現場閉所率の算定に含むことができる。

(休工日の確保)

第5条 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合も週休2日工事として認めるものとする。

- 2 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合も週休2日工事として認めるものとする。
- 3 分離発注の場合は、各発注工事単位で休工日を確保するものとする。

(実施方法)

第6条 受注者は、別途、監督職員が実施状況の確認を行う際に、監督職員が指定する様式により報告するものとする。

- 2 発注者は、週休2日工事の実施にあたって、特記仕様書（共通編）に週休2日工事の対象である旨を明示（別紙1参照）し、工期については、公共建築工事における工期設定の基本的な考え方 ([https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk4\\_000033.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000033.html)) 等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、一般社団法人日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」 (<https://www.nikkenren.com/kenchiku/proper.html>) を参考とした工期を設定する。

- 3 受注者希望型で週休2日工事の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」（別紙2参照）により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。

なお、週休2日工事を実施しない場合においても、契約工期は変更しないものとする。

- 4 受注者は、施工計画書の提出時に週休2日工事に対応した工程表を作成するものとする。
- 5 受注者は、週休2日工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。（別紙3参照）
- 6 受注者は、下請企業を含む現場の全ての労働者に対して、休工日には事務作業や他現場での作業を行わないよう要請するものとする。

- 7 受注者は、第5条第1項の規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその旨を監督職員に書面（情報共有システム又は電子メールを含む。）により報告するものとする。
- 8 受注者は、第5条第2項の規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに書面（情報共有システム又は電子メールを含む。）により監督職員に報告するものとする。
- 9 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌等に記載し、監督職員に提出するものとする。
- 10 発注者は、緊急時等のやむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。

#### （経費の負担）

- 第7条 発注者指定型にあつては、発注者は、別紙4に掲げる月単位の4週8休の補正を行った上で発注するものとし、着手後に休工日の確保状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じて請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。
- 2 受注者希望型にあつては、着手後の休工日の確保状況に応じ、別紙4に掲げる補正（契約変更）を行うものとする。ただし、工事着手前に週休2日工事に係る協議が整わなかったものは、対象としない。

#### （工事成績評定）

- 第8条 週休2日工事のうち月単位の4週8休を達成した工事については、「創意工夫」の「その他」項目で加点評価する。なお、達成できなかった場合であっても減点を行わない。

#### （アンケート調査等）

- 第9条 発注者が週休2日工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあつても同様とする。

#### （その他）

- 第10条 週休2日工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

#### 附則

- この要領は、令和6年10月1日から施行し、同日以後に積算を行う工事から適用する。

#### 附則

この要領は、令和7年7月1日から施行し、同日以後に積算を行う工事から適用する。

高知県週休2日促進工事に関する特記仕様書への明示

26 高知県週休2日促進工事の実施について

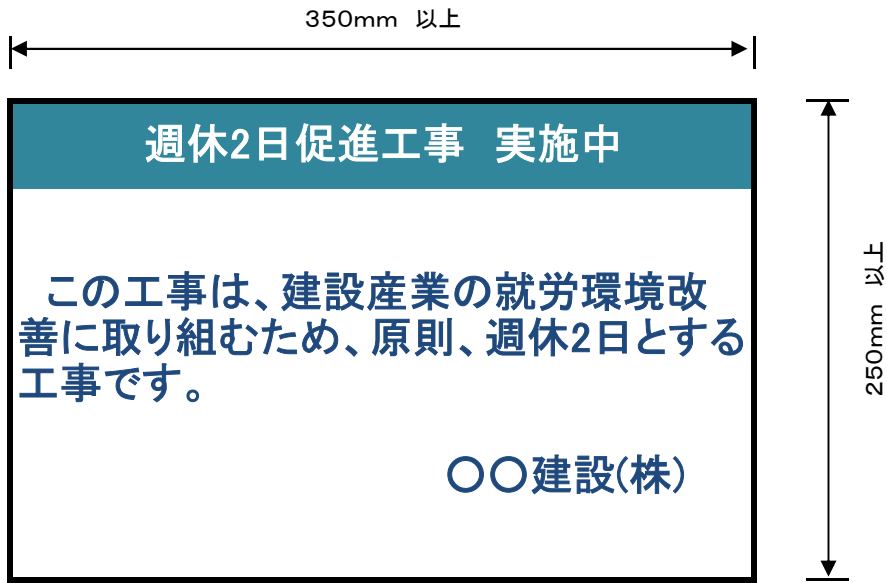
本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする高知県週休2日促進工事の対象工事である。

実施にあたっては、高知県週休2日促進工事实施要領（営繕工事編）による。

発注者指定型      受注者希望型

<p>工事条件変更等確認要求書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">(受注者)</p> <p style="text-align: right;">高知県〇〇市〇〇〇〇                  〇〇建設株式会社                  代表取締役 〇〇〇〇</p> <p>建設工事請負契約書第18条第1項の規定により、次のとおり工事条件変更等の確認を求めます。</p>	
1 工事名 (工事番号)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事 (〇〇第〇〇-〇〇号)
2 工事場所	高知県〇〇市〇〇
3 工期	〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日
4 変更事項	建設工事請負契約書第18条第1項4号による
	具体的事項 (必要に応じて図面、写真を添付して説明すること)  特記仕様書第●条の規定により高知県週休2日促進工事を実施したいので、確認をお願いします。
<p>うえのことについては、次のとおり措置してください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(受注者)                  〇〇建設株式会社                  代表取締役 〇〇〇〇 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p>	
<p>5 変更事項に対する措置方法 (図面による場合は図示するとともに、措置方法不要の場合は不要と書く)</p> <p>上記事項について適当と認めますので、施工計画書提出時に週休2日工事に対応した工程表を監督職員に提出してください。</p>	

(掲示例)



※受注者は、工事現場の見やすい位置にPR看板を設置するものとする。

## 高知県週休 2 日促進工事における経費等の補正係数について

	補正係数	
	通期の週休 2 日 (4 週 8 休以上)	月単位の週休 2 日 (4 週 8 休以上)
労務費	1.02	1.04

表A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びびとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆銅棒、 接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22